

公立大学法人京都市立芸術大学監事監査規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成31年3月11日一部改正)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学定款に定めるもののほか、公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）に置く監事が行う監査（以下「監査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 監査は、法人の業務について適正かつ効率的な運営に資することを目的とする。

(監査の対象)

第3条 監査は、法人の業務及び会計の執行状況について行う。

(監査事項)

第4条 監査は、次の各号に掲げる事項について行う。

- (1) 中期計画及び年度計画に定める業務の実施状況
- (2) 組織及び制度全般の運営状況
- (3) 予算の執行に関する事項
- (4) 資産の取得、管理及び処分に関する事項
- (5) 財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関する事項
- (6) その他監査の目的を達成するために必要な事項

(監査の種類)

第5条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

2 前項の定期監査は、第8条に規定する監査計画に基づき行う。

3 第1項の臨時監査は、特定の事項について監事が必要と認める場合に行う。

(監査の事務補助)

第6条 監事は、必要と認める場合は、理事長の承認を得て、法人の事務職員に監査の事務を補助させることができる。

2 監事は、監査の事務補助に従事する者の業務執行者からの独立性の確保について確認する。

3 第1項に規定する事務職員は、監査の実施に当たり知り得た事項を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(会計監査人等との連携)

第7条 監事は、会計監査人及び法人の内部監査の担当と連携し、的確かつ効率的な監査の実施に努めるものとする。

2 監事は、会計監査人から会計事務に関して不正な行為又は法令及び諸規定等に違反する重大な事実がある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、助言又は勧告等の必要な措置を講じるものとする。

(監査計画)

第8条 監事は、毎事業年度の初めに監査計画を作成し、理事長に提出するものとする。
ただし、臨時監査については、この限りでない。

2 監査計画に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 監査の基本方針
- (2) 監査の期日
- (3) 監査の対象
- (4) 監査の方法
- (5) その他監査の実施に関し必要な事項

(監査の実施通知)

第9条 監事は、監査計画に基づき監査を実施するときは、あらかじめ、監査実施対象部署等の責任者に対し必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

(監査の方法)

第10条 監査は、書面監査及び実地監査その他適宜の方法により行う。

(書類の調査)

第11条 監事は、法人が法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令及び京都市の規則で定める書類を京都市長に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

(重要な会議への出席)

第12条 監事は、理事会、経営審議会、教育研究審議会及びその他の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

2 前項の会議に出席しない場合には、監事は、役員（監事を除く。以下同じ。）又は職員（以下「役職員」という。）から審議事項についての説明を受け、関係資料を閲覧する

ことができる。

(役職員への質疑等)

第13条 監事は、必要に応じて、役職員に対して業務運営に関する質疑又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

2 役職員は、監事及び第6条に規定する事務職員に協力しなければならない。

(文書の閲覧)

第14条 監事は、法人の業務運営に関する重要な文書を閲覧することができる。

(監事の遵守事項)

第15条 監事は、監査を実施するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持し、不正誤謬の摘発のほか、問題解決の改善策を提案するよう、心がけるものとする。

2 監事は、業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 監事は、被監査部署等に対して直接の指揮命令は行わないものとする。

(監査結果報告書)

第16条 監事は、監査終了後、速やかに次に掲げる事項を記載した監査結果報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。

(1) 監査の概要

(2) 是正又は改善を要する事項

(3) その他監事が必要と認める事項

(監査後の措置)

第17条 理事長は、監査結果報告書に是正又は改善を要する事項がある場合は、速やかに是正又は改善の措置を講じ、その結果を監事に報告しなければならない。

2 監事は、理事長に対して監査結果報告書に記載した事項の措置状況等について文書又は口頭による報告を求めることができる。

(理事長への意見の提出)

第18条 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長に意見を提出することができる。

(京都市長への報告)

第19条 監事は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第13条第9項の規定により、監査の結果に基づき、京都市長に対して意見を提出する場合は、あらかじめ理事長

にその旨を通知するものとする。

(事故又は異例の事態の監事への報告)

第20条 役職員は、業務上の事故又は異例の事態が発生したとき又は法人に著しい損害が発生するおそれがあると認めるときは、速やかにその旨を口頭又は文書で監事に報告しなければならない。

2 監事は、前項の報告を受けたときは、その調査を行い、必要に応じて助言又は勧告を行うことができる。

(理事長等への報告)

第21条 監事は、法第13条の2の規定により、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法、他の法令、京都市の条例若しくは規則若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、市長に報告しなければならない。

(補則)

第22条 この規程を変更する場合には、監事の意見を聴取するものとする。

2 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、理事長と協議のうえ、監事が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月11日から施行する。